

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】令和3年1月21日(2021.1.21)

【公表番号】特表2020-504784(P2020-504784A)

【公表日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【年通号数】公開・登録公報2020-006

【出願番号】特願2019-535903(P2019-535903)

【国際特許分類】

C 2 2 C	38/00	(2006.01)
C 2 3 C	8/26	(2006.01)
C 2 1 D	1/06	(2006.01)
C 2 2 C	38/52	(2006.01)
C 2 1 D	9/40	(2006.01)
F 1 6 G	5/16	(2006.01)

【F I】

C 2 2 C	38/00	3 0 2 N
C 2 3 C	8/26	
C 2 1 D	1/06	A
C 2 2 C	38/52	
C 2 1 D	9/40	A
F 1 6 G	5/16	B

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月7日(2020.12.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2つのブーリ(1,2)と駆動ベルト(3)とを有する無段変速機用の駆動ベルト(3)に使用するための金属リング(44)であって、前記リング(44)は、

- 15~20質量%のニッケル、
- 4~18質量%のコバルト、
- 少なくとも4質量%のモリブデン、および
- 合計で少なくとも7質量%のモリブデン、クロムおよび/またはアルミニウムを含むマルエージング鋼合金から作られており、

前記リング(44)は、窒化表面層を備え、かつ前記リング(44)は、1050 HV0.1を上回る表面硬度値を有し、

前記マルエージング鋼合金は、モリブデンとコバルトとを合わせたそれらの含有量が少なくとも22質量%であるという要件を満たすことを特徴とする、金属リング(44)。

【請求項2】

前記リング(44)は、1100 HV0.1を上回る表面硬度値を有することを特徴とする、請求項1記載の金属リング(44)。

【請求項3】

前記マルエージング鋼合金は、モリブデン、クロムおよびアルミニウムの3つすべての合金元素がそこに含まれるという要件をさらに満たすことを特徴とする、請求項1または2記載の金属リング(44)。

**【請求項 4】**

前記マルエージング鋼合金は、モリブデン、クロムおよびアルミニウムの3つの合金元素のうち2つがそこに含まれるという要件をさらに満たすことを特徴とする、請求項1または2記載の金属リング(44)。

**【請求項 5】**

前記マルエージング鋼合金は、8質量%以下のモリブデン、3質量%以下のクロム、および3質量%以下のアルミニウムを含有することを特徴とする、請求項1から3までのいずれか1項記載の金属リング(44)。

**【請求項 6】**

前記マルエージング鋼合金は、モリブデンとコバルトとを合わせたそれらの含有量が24～28質量%の範囲の値を有するという要件をさらに満たすことを特徴とする、請求項1から5までのいずれか1項記載の金属リング(44)。

**【請求項 7】**

前記マルエージング鋼合金が、鉄および1質量%未満の他の合金元素および混入物をさらに含むことを特徴とする、請求項1から6までのいずれか1項記載の金属リング(44)。

**【請求項 8】**

マイナス1500MPaを上回る表面圧縮(残留)応力を有することを特徴とする、請求項1から7までのいずれか1項記載の金属リング(44)。